

観音寺市移住促進・民間賃貸住宅借り上げ料等補助金

～移住者の方を応援します！～

移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、香川県外から観音寺市内に移住しようとする方の民間賃貸住宅の賃借に係る費用を予算の範囲内で補助します。

補助対象条件

※すべての項目に当てはまる世帯が対象です。（チェックをお願いします。）

- 香川県外で3年以上居住した直後に観音寺市へ転入した（住民票を移した）者
- 転勤、就学等の一時的な居住が目的でないこと
- 本市に転入した時点で新たに賃貸契約をした者（契約者本人であること）
- 補助対象者が属する世帯全員が暴力団等の関係者でないこと。
- 世帯全員に香川県税及び市税の滞納がないこと。
- 生活保護法に規定する生活保護受給その他の公的家賃補助を受けている世帯でないこと。
- 世帯全員が過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

補助の対象となる民間賃貸住宅

- 観音寺市において居住用に建設された住宅で、所有者と賃貸借契約を結び、自己の居住用に供する住宅。

補助の対象とならない民間賃貸住宅

- 市営、県営等公的賃貸住宅 ●社宅、官舎、寮等の給与住宅
- 3親等以内の親族が所有する住宅

補助内容

- 家賃（月額上限2万円）×12ヵ月

転入した年の翌年1月～12月に支払い義務が生じた家賃が対象。

賃料から下記△の費用を差し引いた額の2分の1（千円未満切り捨て）と2万円のいずれか少ない額が補助額となります。

△…管理費、共益費、駐車場代、勤務先から支給される住宅手当

- 初期費用（上限6万円）

対象となる初期費用の合計額の2分の1（千円未満切り捨て）と6万円のいずれか少ない額が補助額となります。

【対象】仲介手数料、礼金、保証料 【対象外】敷金、保証金、補修費

【観音寺市移住促進・民間賃貸住宅借上げ料等補助金の申請について】

申請は令和5年（2023年）にさせていただきます。申請期間は今のところ令和5年6月頃を予定しておりますが、改めて市ホームページの「移住促進・民間賃貸住宅借上げ料等補助金について」のページにてお知らせいたします。お手数ですがご自身でご確認のうえ申請いただきますようお願い申し上げます。

なお、申請書の記入誤り、提出書類の不備等がよくございますので、できるだけ窓口にてお手続きされることをお勧めいたします（20～30分程かかります）。平日の来庁が難しい場合には郵送でも受付可能ですので、ご相談ください。

↓こちらのQRコードから
該当ページを確認いただけます！



【申請書類】

本籍地で取得するもの	<input type="checkbox"/> 申請者の戸籍の附票（契約者=申請者が観音寺市への転入直前に県外で3年以上居住していたことが確認できるもの）
様式があるもの	<input type="checkbox"/> 申請書（様式第1号）
ふるさと活力創生課の窓口にて配布	<input type="checkbox"/> 誓約書（様式第2号）
ホームページからもダウンロード可能	<input type="checkbox"/> 住宅手当等支給状況証明書（お勤めの場合は勤め先に書いてもらう書類です）
観音寺市役所1階証明書発行センターで取得するもの	<input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票の写し（ <u>続柄</u> の記載されたもの）
	<input type="checkbox"/> 世帯全員（収入のない18歳未満の子を除く）の観音寺市税に滞納がないことを証明する書類（市税完納証明書又は滞納なし証明書）
三豊合同庁舎内西讃県民センターで取得するもの	<input type="checkbox"/> 世帯全員（収入のない18歳未満の子を除く）の香川県税に滞納がないことを証明する書類（納税証明書）
ご自分で用意するもの	<input type="checkbox"/> 住宅の賃貸借契約書の写し（コピー）
	<input type="checkbox"/> 住宅の賃貸借契約に関して要した初期費用の額及びその内容が確認できる書類の写し（請求書及び領収書又は通帳等の写し）

様式1,2は職員が書類を確認しながら記入内容を指示いたします。

ここからは交付の決定を受けた世帯の方の手続きとなります

請求の手続き(1)(2)

対象期間の家賃を支払い終えたらすぐに実績報告書を提出してください。(※1月末まで)

(1)提出書類(実績報告書…12月に家賃を支払い後すぐに提出)

- 観音寺市移住促進・民間賃貸住宅借上げ料等補助金実績報告書(様式第7号)
- 家賃の支払い(申請期間分全て)が証明できる書類(通帳のコピーなど)
- 世帯全員(収入のない18歳未満の子を除く)の観音寺市税に滞納がないことを証明する書類(完納証明書又は滞納なし証明書)
- 世帯全員(収入のない18歳未満の子を除く)の香川県税に滞納がないことを証明する書類(報告時期によっては不要な場合があります。)

↓ 審査後

観音寺市移住促進・民間賃貸住宅借上げ料等補助金の額の確定通知書(様式第8号)により交付決定者に通知する。

↓ 通知受理後

(2)提出書類(請求書)

- 観音寺市移住促進・民間賃貸住宅借上げ料等補助金交付請求書(様式第9号)

補助金の入金(1ヶ月程度かかります)

★★

変更の届出の義務

以下の場合、速やかに観音寺市移住促進・民間賃貸住宅借上げ料等補助金変更申請書（様式第5号）を提出して下さい。

- 申請の内容に変更があったとき

交付決定の取消し

- 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたことが判明したとき
- 「交付の要件」に掲げる者に該当しなくなったとき
- 住宅の賃貸借契約を解除し観音寺市から転出したとき
- 市内に定住しないことが明らかであると認めるとき

その他

- 申請書類は市役所4階ふるさと活力創生課の窓口で配布しています。
- 観音寺市ホームページからも申請書をダウンロードできます。
- 申請書に必要な書類を添えてふるさと活力創生課窓口へご本人または同居の方がご持参して下さい。
- 郵送でも受け付け可能ですが、書類に不備がある場合、申請の受け付けはできませんのでご了承ください。訂正や修正をお願いします。
- 内容についてご不明な点がありましたら、下記問合せ先までお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】

〒768-8601
香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市政策部ふるさと活力創生課
交流定住推進係
TEL 0875(23)7803
FAX 0875(23)3920
E-mail furusato@city.kanonji.lg.jp